

施設基準等の名称
医科点数表第2章第10部手術の通則5 及び6に掲げる手術に係る施設基準

・手術を受ける全ての患者様に対して、当該の手術内容、合併症及び予後等を文章を用いて詳しく説明を行っております。併せて、患者様から要望があった場合その都度手術に関して十分な情報を提供しております。

また、説明した内容について、患者様に文書で交付すると共に、当該交付した文書を診療録に添付しております。

区分1に分類される手術

ア	頭蓋腫瘍摘出術等	1
イ	黄班下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	1
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

区分2に分類される手術

ア	靱帯断裂形成手術等	15
イ	水頭症手術	4
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	4
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	5
イ	上顎悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	1
キ	同種死体腎移植術等	0

区分4に分類される手術

胸部		1
腹部		127
尿路系 副腎		1

その他に分類される手術

ア	人工関節置換術	26
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
	冠動脈・大動脈バイパス移植術	
エ	人工心肺を使用しないものを含む及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈ステント留置術(急性心筋梗塞)	0
	経皮的冠動脈ステント留置術(その他)	0

※手術件数は、前年（令和7年1月1日～令和7年12月31日まで）の実数です。